新型コロナウイルス緊急対策本部(第13回)

日時: 令和2年11月23日(月)9:00~12:00 場所: 都道府県会館3階知事会会議室(WEB会議)

1 開会

(幹事長 古尾谷事務総長)

2 本部長挨拶

(本部長(全国知事会会長) 飯泉徳島県知事)

- 3 議題
 - (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言
 - (2) 新型コロナ「第3波」警戒宣言!

(本部長代行・副本部長 平井鳥取県知事)

- (3) 各都道府県の感染状況等について
- 4 その他

【配付資料】

- 出席者名簿
- 資料 1 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(11/20)
- ・資料2-1 全国都道府県知事会議(11/20 菅内閣総理大臣ご挨拶内容)
- ・資料2-2 厚生労働省からの要請(事務連絡)
- ・資料3 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言
- ・資料4 新型コロナ「第3波」警戒宣言!

第13回新型コロナウイルス緊急対策本部 出席者名簿(敬称略)

		職名			氏 名				
北	海	道	割 知	事	中	野		祐	介
青	森	県	知	事	三	村		申	吾
岩	手	県	知	事	達	増	3	拓	也
山	形	県	知	事	吉	村	美	栄	子
宮	城	県	知	事	村	井	-	嘉	浩
新	潟	県	知	事	花	角	-	英	世
栃	木	県	知	事	福	田	ı	富	<u> </u>
茨	城	県	知	事	大	井	Л	和	彦
埼	玉	県	知	事	大	野	1	元	裕
千	葉	県	知	事	森	田	1	建	作
長	野	県	知	事	阳	部		守	<u> </u>
富	Щ	県	知	事	新	田		八	朗
岐	阜	県	知	事	古		田		肇
愛	知	県	知	事	大	村		秀	章
三	重	県	知	事	鈴	木	-	英	敬
滋	賀	県	知	事	三	日	月	大	造
京	都	府	知	事	西	脇	ı	隆	俊
奈	良	県	知	事	荒	井	-	Ē	吾
和	歌	山	具 知	事	仁	坂	-	吉	伸
兵	庫	県	知	事	井	戸	í	敏	Ξ
鳥	取	県	知	事	平	井	1	伸	治
岡	山	県	知	事	伊	原	木	隆	太
島	根	県	知	事	丸	Щ	-	達	也
広	島	県	知	事	湯	嵭	į	英	彦
Щ	П	県	知	事	村	岡	ŀ	詞	政
香	Л	県	知	事	浜	田	j	恵	造
徳	島	県	知	事	飯	泉	;	嘉	門
福	岡	県	知	事	小		Л		洋
鹿	児	島	県 知	事	塩	田)	隶	_
沖	縄	県	知	事	玉	城	デ	Ξ	_

私たちの考え 一分科会から政府への提言一 令和2年11月20日(金)

新型コロナウイルス感染症対策分科会

[I]はじめに:考え方

現在の感染拡大の状況を打開し、医療崩壊を未然に防ぐためには、個人の努力に頼るだけではなく、今までと比べより強い対応及び 人々の心に届くメッセージを期待したい。

[Ⅱ] 現下の状況の判断

ステージⅢに入りつつある都道府県がある。また、その都道府県内の一部の地域では、既にステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域も存在する。今まで通りの対応では、早晩、公衆衛生体制及び医療提供体制が逼迫する可能性が高いと判断している。また、このままの状況が続くと、結果的には経済・雇用への影響が甚大になってしまうと考えられる。

[Ⅲ] これまでを振り返ると

緊急事態宣言解除後の対応を振り返ると、私どもが現在感じている主な困難は以下の3つである。

(1) メッセージの社会への浸透が不十分

- 多くの人々が協力してくれたおかげで、何とか感染の「増加要因」と「減少要因」を拮抗させながらここまでやってきた。しかし、現在、そのバランスは崩れている。
- 一方、「感染リスクが高まる「5つの場面」」についてのメッセージが社会に十分には浸透せず、これまでの警告メッセージが人々に十分伝わっていない。また、基本的な感染防止策をとってきたにも関わらず、収束の兆しが見えず、いったい何をすればよいのか、という「コロナ疲れ」も見られる。こうしたこともあってか、誰しも感染リスクが高い行動を意図せずに取ってしまう可能性が高まっている。
- 症状が出たらすぐに受診してほしいというメッセージの浸透も不十分な可能性がある。

(2)見えにくいクラスターの増加

- 保健所の懸命な努力にも関わらず、感染が拡大するに伴ってリンクの追えない感染者数が増えており、現在、軽症者・無症状者を介した感染など見えにくいクラスターが増加している可能性がある。こうしたことが、家庭や職場、会食の場等での感染拡大につながっていると考えられる。このまま感染が拡大すれば、感染源、感染機会の特定や見えにくいクラスターを突き止めるための調査がさらに困難になる。
- 感染の可能性を自覚しながらも、何らかの理由で検査を受けない又は報告が遅れる事例が増えはじめている。また、その結果として、 家族などへの二次感染に至る事例が見られる。

(3) 感染対策と社会経済活動との両立の難しさ

• 感染対策と社会経済活動との両立が求められているが、いかにそのバランスを取り続けるかは難しい。

[IV] 分科会から政府への提言: これまでより強い対策

感染の「増加要因」と「減少要因」を拮抗が崩れた今、

- ①この機を逃さず、
- ② 短期間(3週間程度)に集中し、
- ③ これまでの知見に基づき、感染リスクが高い状況に焦点を絞る

ことが重要であり、以下の5点が特に重要である。

(1) 営業時間の短縮

- これまで、感染リスクが高まる「5つの場面」でも示してきたとおり、飲み会の場での感染が多くみられている。
- 感染が拡大している自治体では、できる限り迅速に、3週間程度の期間限定で、酒類の提供を行う飲食店に対し、夜間の営業時間の短縮要請又は休業要請を行って頂きたい。
- その際、業種別ガイドラインを遵守している飲食店と遵守していない飲食店で要請のレベルに差をつけるべきである。
- 国はそうした自治体に対し財政的な支援を行って頂きたい。
- また、上記の期間には、併せて、夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛を要請して頂きたい。

(2) 地域の移動に係る自粛要請

- 地域によって感染レベルが大きく異なっている。
- 感染予防を徹底できない場合には、感染が拡大している地域との間の出入り移動の自粛をなるべくお願いして頂きたい。

[IV] 分科会から政府への提言: これまでより強い対策】(続き)

(3) Go Toキャンペーン事業の運用見直しの検討

① Go To Travel事業

- Go Toキャンペーン事業を行う経済的意義・目的については多くの人々は理解をしていると考えられる。
- しかし、昨日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの評価にあるように、一般的には人々の移動が感染拡大に影響すると考えられる。
- そうした中、この時期に、人々に更なる行動変容を要請する一方で、Go To Travel事業の運用をこれまで通りに継続することに対し、人々からは期待と懸念との双方の声が示されている。
- Go To Travel事業が感染拡大の主要な要因であるとのエビデンスは現在のところ存在しないが、同時期に他の提言との整合性のとれた施策を行うことで、人々の納得と協力を得られ、感染の早期の沈静化につながり、結果的には経済的なダメージも少なくなると考えられる。
- そもそも、政府も分科会も、都道府県がステージⅢ相当と判断した場合には、当該都道府県をGo To Travel事業から除外することも検討するとしてきた。
- 現在の感染状況を考えれば、幾つかの都道府県でステージⅢ相当と判断せざるをえない状況に、早晩、至る可能性が高い。
- こうした感染拡大地域においては、都道府県知事の意見も踏まえ、一部区域の除外を含め、国としてGo To Travel事業の運用のあり方について、早急に検討して頂きたい。
- 感染拡大の早期の沈静化、そして人々の健康のための政府の英断を心からお願い申し上げる。
- なお、感染がステージⅡ相当に戻れば再び事業を再開して頂きたい。

② Go To Eat事業

Go To Eat事業については、プレミアム付食事券の新規発行の一時停止及び既に発行された食事券やオンライン飲食予約サイトで付与されたポイントの利用を控える旨の利用者への呼びかけについて、都道府県知事に各地域の感染状況等を踏まえた検討を要請して頂きたい。

私たちの考えー分科会から政府への提言ー

[IV] 分科会から政府への提言: これまでより強い対策】(続き)

(4) これまでの取組みの徹底

- これまでも分科会で提言してきた
 - ①年末年始の休暇を分散すること
 - ②小規模分散型旅行を推進していくこと
- ③財政面での支援を含む検査体制、保健所機能及び医療提供体制の強化 などについては、当然のことながら、これまで以上に推進していくことが必須である。

(5)経済・雇用への配慮

- 政府におかれては、人々が安心して年末を迎えられるよう、こうした強い対策を早急に実施して頂きたい。
- この対策は経済・雇用への影響が大きいと考えられることから、政府においては、財政支援等、必要な対応を迅速に講じて 頂きたい。

(6) 人々の行動変容の浸透

- 感染症対策の基本は、マスクの着用等の感染防止策を着実に行うことであり、そのための人々の行動変容の浸透が何より 重要である。
- 「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避け、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」等について、今まで以上に遵守して頂きたい。
- 職場でのテレワークを今まで以上に推進して頂きたい。
- 大学や専門学校等は、学生に対し、飲み会や課外活動、寮生活等での感染防止対策について、さらに一層注意喚起して頂きたい。
- 政府から人々の心に届き、共感が得られやすいメッセージを出して頂きたい。

全国都道府県知事会議(令和2年11月20日) 菅内閣総理大臣ご挨拶

本日は大変お忙しい中、全国からお越しいただきありがとう。各知事におかれては新型コロナウイルス感染症対策に尽力をいただいているところだと思う。新型コロナ感染状況については連日、全国で 2,000 人を超え、最大限警戒する状況にある。政府としては都道府県が行う営業時間の短縮要請について交付金による支援を決定するとともに「Go Toイート」キャンペーンについては感染拡大地域では原則4人以下で飲食をすることについて検討を要請している。ご検討よろしくお願いする。

また、<u>重症化リスクの高い高齢者を守るという意味で、感染拡大地域の</u>高齢者施設で集中的な検査を行うよう各都道府県の担当部局に周知を行っている。検査に必要な費用は全額国庫で負担することになっているので、各知事におかれては、早急な実施に向けて現場の指導をいただくようお願い申し上げる。

国民の皆さんにはマスクの着用、手洗い、3密回避という基本的な感染対策の徹底を改めてお願いする。とくに専門家からは飲食を通じた感染リスクが指摘されており、飲食の際でも会話のときにはマスクを着用する、いわゆる黒岩流のマスク会食をお願いする。各知事からも住民の方々に感染対策の徹底をお願いする。

まずは新型コロナ感染拡大を防ぐことを大前提として、経済活動との両立を図り、経済を回復する。それが基本的な考え方だ。その中で活力ある地方をつくる、それが菅内閣の最重要政策だ。地方の所得を向上させて地方の消費を活性化することは日本全体を元気にするために不可欠だ。東京を中心とするこの首都3県において消費額は全体の3割だ。7割は地方なので、こうしたことも理解いただいく中で地方を元気にする。そのためには皆様方の力をぜひお願い申し上げる。皆さまと丁寧に議論させていきながら政策の実現に政府一丸となって取り組むのでどうぞよろしくお願い申し上げる。

1. これまでの取組

- ① 陽性者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域では、その期間、高齢者施設等に勤務する方や入所者を対象に、いわば一斉・定期的に検査を実施すること、
- ② 入所者に加え、介護従事者等で発熱、呼吸器症状等の症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をすること、

を都道府県等に求めてきた。

【9月15日事務連絡(検査体制の拡充に向けた指針)、10月16日事務連絡(介護従事者等への積極的な対応の依頼)、11月16日事務連絡(再周知)】

2. 高齢者施設等で発熱等の症状を呈する者への検査に関する対応 【11月19日付事務連絡】

高齢者施設等で発熱等の症状を呈する者への検査については、さらに以下の取組を行うこととし、これについて11月19日に事務連絡を 発出して周知。

- (1) 高齢者施設等での検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化
 - ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、<u>必ず検査を実施する</u>こと、当該検査の結果、 <u>陽性が判明した場合</u>には、当該施設の<u>入所者及び従事者の全員</u>に対して原則として検査を実施することを全都道府県に徹底。
 - ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組む。(11月 18日時点では7都道府県が該当。)
- (2) 自費検査を実施した場合の補助
- 保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、<u>自費で検査を実施した場合について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助を実施する。</u>
- (3) 自治体への周知と実施状況の把握
 - ① 知事部局経由も含めた周知
 - ・厚生労働省から都道府県等の衛生担当部局への周知に加え、総務省から都道府県等の知事部局への周知を実施。
 - ② 施設団体での相談窓口の設置
 - ・ 個別の施設から検査の実施を自治体に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合の相談窓口を施設団体に設置。
 - → 団体から厚労省に情報提供し、厚労省から自治体に善処を求める。

3. クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について 【11月20日付事務連絡】

直近、<u>1週間で中規模(5人以上を目安)以上のクラスターが複数発生している地域(保健所管内)</u>を基本として、下記の優先順位に従って積極的に検査を実施する。

<優先順位及び実施に当たっての考え方>

以下の①、②の順で優先して検査を実施する。

- ① 重症者リスク者が多数いる場所・集団
 - ・ 高齢者施設、医療機関等特に、クラスターが発生している施設等と関連する高齢者施設、医療機関等(例えば、施設間で職員や利用者の行き来があるもの等)について優先。
- ② クラスターが発生している地域(保健所管内)に存在する、感染が生じやすく(三密環境等)、感染があった場合に地域へ拡大しやすい(不特定多数との接触)場所・集団
 - 接待を伴う飲食店の従業員等を優先。

2

事 務 連 令和2年11月19日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について (要請)

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕 著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、 2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月 の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処してい く必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスター が多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹 底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進め るための方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進 していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 高齢者施設等での検査の徹底

- (1) 高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化
 - ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者 については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明 した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則とし て検査を実施すること。
 - ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えてい る都道府県においては、①について至急取り組むこと。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に関するQ&A(第2版)(令和2年7月28日)等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口に情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

(参考)

- 医療機関、高齢者施設等の検査について(再周知)(11月16日事務連絡)
 https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf
- 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針(9月15日事務連絡)https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf
- ・医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について(10月 16日事務連絡)https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf
- 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査の指針 (第2版) (11月 10日事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf
- 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q&A について (8月21日 事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf

事 務 連 絡 令和2年11月20日

都道府県 保健所設置市 特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について (要請)

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

こうした状況のなか、クラスター事例の増加が見られる医療機関や高齢者施設等における検査の徹底等の対応を進めることが必要であり、昨日、改めて、事務連絡¹を発出いたしました。

さらに、今般、19日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでの専門家の議論を踏まえ、クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について、方針や取組をとりまとめました。

これらを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

直近、1週間で中規模(5人以上を目安)以上のクラスターが複数発生している地域(保健所管内)を基本として、下記の優先順位に従って積極的に検査を実施する。

¹ 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について(要請)(11 月 19 日事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf

- <優先順位及び実施に当たっての考え方> 以下の①、②の順で優先して検査を実施する。
 - ① 重症者リスク者が多数いる場所・集団
 - ・ 高齢者施設、医療機関等 クラスターが発生している施設等と関連する高齢者施設、医療機関等 (例えば、施設間で職員や利用者の行き来があるもの等) について特に 優先して実施。
 - ② クラスターが発生している地域(保健所管内)に存在する、感染が生じやすく(三密環境等)、感染があった場合に地域へ拡大しやすい(不特定多数との接触)場所・集団
 - 接待を伴う飲食店の従業員等を優先。
 - ※ 昨日発出した事務連絡の内容と合わせて、まとめた資料を添付します ので、ご参照ください。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言(案)

現在、全国各地で新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、7~8月の感染の波を超える新規感染者数が発生する状況になるなど、「第3波」とも言える様相を呈している。我々47人の知事は、国民・政府とともに、何としても爆発的な感染拡大を防ぐよう全力を尽くす所存である。

ついては、政府におかれても、下記の項目について迅速に対処されるよう提言する。

1 感染拡大防止に向けた事業者等への協力要請等について

○ この度の感染拡大を受けて、政府においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに「協力要請推進枠」を創設し、感染防止対策に協力する事業者等への「協力金」の支払い等に対する財政支援を行うこととされたところであり、迅速な対応に感謝したい。今後、全国的な感染拡大地域の広がりとともに、協力要請の対象地域の増加も想定されるため、引き続き各都道府県が円滑に感染防止対策を遂行できるよう、必要に応じ予備費を活用する等、切れ目のない財源措置を行うこと。

また、事業者等への協力要請の実効性を担保するため、営業停止処分や店 名公表等、罰則等の関係法への規定について、引き続き検討を進めること。

2 今後のコロナウイルス感染症対策について

○ 各地域において感染が拡大している状況を踏まえ、増大する医療・検査を賄うため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を増額するとともに、交付上限額の見直し、手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。

また、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにするとともに、一般救急医療のひっ迫等の地域の実情に応じて、新型コロナウイルス感染症重点医療機関において、新型コロナウイルス感染症以外の救急患者についても受け入れることができるようにすること。

○ 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対しては、補助金の対象となる基準患者数の拡大、診療報酬上の措置や協力金の支給、新型コロナウイルスの抗原検査キットの安定供給及び個人防護具の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」におけるスタッフに対する危険手当の創設や罹患した場合の休業補償を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

○ 発生状況の分析や国内外の研究成果を活かして、国において感染拡大防止対策を早急に確立するとともに、事業別 ガイドラインの見直しなど機動的に有効な対策を展開すること。加えて、感染の拡大に対応できる大都市 I C U 拠点の整備等、速やかに対処するとともに、人工呼吸器、E C M O 等医療機器を管理する人材の育成等を行うこと。

また、国として、年末年始に向け、若者等を含め実効性のある呼びかけを精力的に行うこと。

- 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えるため、インフルエンザワクチンの予防接種が進められているが、一部の医療機関では予約が取りづらい状況が発生していることから、地域ごとの在庫の偏在が生じないよう、国の主導により安定的な供給・流通の実現に向けた体制を整備すること。
- 今後増加が見込まれるPCR検査等の需要に対応するため、検査機器の導入 や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民 間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、 目標とする1日20万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持っ て試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可 能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査陽性の場合は、迅速 にPCRによる確定検査が行えるよう体制の整備を整え、診療所等でも広く 対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。

3 GoToキャンペーン事業について

○ GoToキャンペーン事業については、感染拡大防止と社会経済活動の引き上げの両立を図りつつ進められてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策分科会からも、感染状況がステージⅢ相当となった場合には対象地域からの除外も検討するよう提言されていることを踏まえ、各都道府県が地域の感染状況をステージⅢ相当と判断した場合にはGoToトラベル事業の対象地域から除外する等、機動的な対応を行うこと。併せて、事業中止に伴うキャンセル料等への財政支援等、事業者並びに利用者の混乱回避に向けた対応を講じること。

また、GoToイート事業については、事業者及び利用者に対し、会食時のマスク着用、手指消毒等、「会食エチケット」の徹底を国においても強力に広報・啓発するとともに、利用人数の制限については、各都道府県において感染状況等の地域の実情に応じて柔軟に適用できるようにすること。

なお、対象地域の除外や事業の中止を行った場合は、事業期間の延長等、制度の柔軟な運用を併せて検討すること。

4 医療機関等や福祉施設の経営安定化について

○ 各地域の医療機関は感染拡大防止の最前線で診療・検査に尽力されているが、 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れてい ない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しい状況となっている。 地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に 資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による 無利子・無担保貸付の拡充、国庫補助事業の嵩上げによる事業者負担の軽減、 公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。

○ 薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること。

5 新型コロナウイルス克服実現に向けて

○ 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な 資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図る とともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究 開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業 育成を戦略的に進めること。

令和2年11月23日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長徳島県知事飯泉嘉門本部長代行・副本部長鳥取県知事平井伸治副本部長京都府知事西脇隆俊副本部長神奈川県知事黒岩祐治

本部員 43都道府県知事

新型コロナ「第3波」警戒宣言! (案)

我が国は、「第2波」を超える新型コロナ感染拡大の波の中にある。我々都道府県知事は連携し、『新型コロナ警戒体制』に入ることとした。

全国各地で生じているクラスターの情報や対策を共有しつつ、効果的な対策を講じることができるよう取り組むなど、感染が拡大している地域に対して、求めに応じて保健師の応援を行うなど、協力体制を構築している。

また、感染が拡大している地域においては、状況に応じてGoToキャンペーン事業の制限等について国と連携して機動的に実施するなど、あらゆる手段を尽くし、この難局を乗り切っていく覚悟である。

ついては、感染拡大の大きな波を乗り越えるため、国民の皆様におかれては、感染拡大防止へ格別のご協力をお願い申し上げる。

記

- あなた自身やご家族、大切な人たちを守るため、食事中も含めマスクを 着用しましょう。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意し、会食時は席の配置を斜め 向かいにしたり、少人数・短時間で行うなど、感染リスクを下げながら 楽しむ工夫をしましょう。
- 体調が悪い時は会食、帰省・旅行、出勤など外出を避けましょう。また、 年末年始は、人の移動が集中し「密」にならないよう帰省や旅行、初詣 の時期を分散しましょう。
- 事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、利用者の皆様は、ガイドライン遵守のステッカーを掲示しているお店を利用しましょう。
- 感染された方や医療従事者、またその家族などを、思いやり、支えあいの気持ちを持って応援しましょう。

令和2年11月23日